平成２４年（フ）第９号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目８番20号　ノイハイム
債務者　川端由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
川崎市麻生区片平１丁目18番３号　ハイツ大台110、前住所川崎市麻生区高石５丁目10番１―301号
債務者　櫻井　信夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
川崎市中原区苅宿12番25号
債務者　渡邉　真央
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
川崎市中原区上小田中６丁目25番１―302号
債務者　武内　和美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
川崎市高津区新作４丁目11番５号　パレスエンデバー301
債務者　河内　　愛
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７０７号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅21―103
債務者　田澤　榮一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
静岡県焼津市大村新田11番地の２　県営大村新田団地Ａ棟401、旧住所静岡市葵区山崎２丁目３番地の10
債務者　篠原　　賢
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０号
静岡市清水区西久保39番地の１　コーポラス西久保202号
債務者　森田津香紗
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０６号
大阪市住吉区南住吉２丁目19番１―912号、前住所大阪市住吉区南住吉３丁目19番８号
債務者　増井　博信
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３１号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―602号
債務者　増田　　一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５号
沖縄県うるま市字田場1064番地２　１Ｆ
債務者　知名　孝広
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１０３号
千葉県いすみ市岬町和泉3090―９、住民票上の住所千葉市花見川区千種町352番地の19
破産者　荒井　征雄
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６０号
千葉県市川市曽谷３丁目27番16号
破産者　渡邉　　亙
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６１号
千葉県市川市曽谷３丁目27番16号
破産者　渡邉　和代
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
茨城県坂東市猫実1021番地１
破産者　有限会社開元
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部